

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 土浦国道管内維持工事
工事地名	土浦国道出張所管内

2. 工事内容

1)	発注年月	令和 8年 1月						1 2)	設計年月	令和 8年 3月		
2)	事務所名	常陸河川国道事務所 道路管理第二課						1 3)	機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
3)	工事番号	2026010005						1 4)	単価適用年月	2026年 3月		
4)	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官						1 5)	歩掛適用年月	2026年 3月		
5)	変更回数	0 回						1 6)	前請負工事費			
6)	主 工 種	道路維持工事						1 7)	前 契 約 額	0		
7)	工 事 量	一式						1 8)	調 整 区 分	0		
8)	工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 平成 年 月 日						1 9)	共通仮設費対象額			
								2 0)	現場管理費対象額			
								2 1)	一般管理費等対象額			
9)	施 工 県	茨城県						2 2)	処分費等	8,935,380		
1 0)	地 区	土浦地区						2 3)	公 告 日	令和 8年 1月22日		
1 1)	河川・路線	一般国道6号						2 4)	入札締切日	年 月 日		
巡視・巡回工								応急処理工		一式		
舗装工								仮設工		一式		
区画線工												
除草工												

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 【令和8年度】		式	1		97,767,104				
巡視・巡回工		式	1		9,212,220				
道路巡回工		式	1		9,212,220				
通常巡回	通常 昼間	回	183	50,340	9,212,220			単-1号	
舗装工		式	1		22,618,534				
切削オーバーレイ工		式	1		11,616,336				
切削オーバーレイ 【夜間】	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2	1,600	6,489	10,382,400			単-2号	
殻運搬(路面切削) (1)【夜間】仮置	アスファルト切削殻	m3	160	524.1	83,856			単-3号	
殻運搬(路面切削) (2)仮置～処分場	アスファルト切削殻	m3	160	4,368	698,880			単-4号	
殻処分	アスファルト切削殻	m3	160					単-5号	
アスファルト舗装補修工		式	1		11,002,198				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
パ ッチンｸﾞ (1)		R A② 2t以上5t未満	t	50	116,900	5,845,000			単-6号
パ ッチンｸﾞ (2)		R A② 5t以上20t未満	t	50	92,880	4,644,000			単-7号
殻運搬		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	42	5,874	246,708			単-8号
殻処分		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	42	6,345	266,490			単-9号
区画線工			式	1		188,350			
区画線工			式	1		188,350			
溶融式区画線		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	500	376.7	188,350			単-10号
除草工			式	1		35,873,000			
道路除草工			式	1		35,873,000			
道路除草(複合) (1)		飛散防止無	m2	10,000	140.3	1,403,000			単-11号
道路除草(複合) (2)		飛散防止有	m2	200,000	153.6	30,720,000			単-12号
処分費		草	t	250	15,000	3,750,000			単-13号

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
応急処理工		式	1		20,717,000				
応急処理事業工		式	1		20,717,000				
応急作業 (A)	昼間	式	1		16,436,600			内-1号	
応急作業 (B)【夜間】	夜間	式	1		3,583,360			内-2号	
応急作業 (C)	昼間	式	1		697,040			内-3号	
仮設工		式	1		9,158,000				
交通管理工		式	1		9,158,000				
交通誘導警備員 (1)	昼間A	人日	200	19,690	3,938,000			単-14号	
交通誘導警備員 (2)	昼間B	人日	200	18,870	3,774,000			単-15号	
交通誘導警備員 (3)【夜間】	夜間A	人日	25	29,530	738,250			単-16号	
交通誘導警備員 (4)【夜間】	夜間B	人日	25	28,310	707,750			単-17号	
直接工事費		式	1		97,767,104				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費		式	1		8,159,425				
共通仮設費		式	1		279,425				
運搬費		式	1		215,200				
建設機械運搬費		台	1	215,200	215,200			単-18号	
技術管理費		式	1		64,225				
道路施設基本データ作成費用		式	1		64,225			内-4号	
共通仮設費（率計上）		式	1		7,880,000				
純工事費		式	1		105,926,529				
現場管理費		式	1		43,274,000				
工事原価		式	1		149,200,529				
一般管理費等		式	1		24,039,471				
工事価格		式	1		173,240,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
消費税相当額		式	1		17,324,000				
工事費計		式	1		190,564,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 【令和9年度】			式	1		97,741,484			
巡視・巡回工			式	1		9,186,600			
道路巡回工			式	1		9,186,600			
通常巡回		通常 昼間							単-1号
			回	183	50,200	9,186,600			
舗装工			式	1		22,618,534			
切削オーバーレイ工			式	1		11,616,336			
切削オーバーレイ 【夜間】		7cmを超え12cm以下 二層 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2	1,600	6,489	10,382,400			単-2号
殻運搬(路面切削) (1)【夜間】仮置		アスファルト切削殻	m3	160	524.1	83,856			単-3号
殻運搬(路面切削) (2)仮置～処分場		アスファルト切削殻	m3	160	4,368	698,880			単-4号
殻処分		アスファルト切削殻	m3	160					単-5号
アスファルト舗装補修工			式	1		11,002,198			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
パ ッチンｸﾞ (1)		R A② 2t以上5t未満	t	50	116,900	5,845,000			単-6号
パ ッチンｸﾞ (2)		R A② 5t以上20t未満	t	50	92,880	4,644,000			単-7号
殻運搬		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	42	5,874	246,708			単-8号
殻処分		ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	42	6,345	266,490			単-9号
区画線工			式	1		188,350			
区画線工			式	1		188,350			
溶融式区画線		溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	500	376.7	188,350			単-10号
除草工			式	1		35,873,000			
道路除草工			式	1		35,873,000			
道路除草(複合) (1)		飛散防止無	m2	10,000	140.3	1,403,000			単-11号
道路除草(複合) (2)		飛散防止有	m2	200,000	153.6	30,720,000			単-12号
処分費		草	t	250	15,000	3,750,000			単-13号

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
応急処理工		式	1		20,717,000				
応急処理事業工		式	1		20,717,000				
応急作業 (A)	昼間	式	1		16,436,600			内-1号	
応急作業 (B)【夜間】	夜間	式	1		3,583,360			内-2号	
応急作業 (C)	昼間	式	1		697,040			内-3号	
仮設工		式	1		9,158,000				
交通管理工		式	1		9,158,000				
交通誘導警備員 (1)	昼間A	人日	200	19,690	3,938,000			単-14号	
交通誘導警備員 (2)	昼間B	人日	200	18,870	3,774,000			単-15号	
交通誘導警備員 (3)【夜間】	夜間A	人日	25	29,530	738,250			単-16号	
交通誘導警備員 (4)【夜間】	夜間B	人日	25	28,310	707,750			単-17号	
直接工事費		式	1		97,741,484				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		8,159,425			
共通仮設費			式	1		279,425			
運搬費			式	1		215,200			
建設機械運搬費			台	1	215,200	215,200			単-18号
技術管理費			式	1		64,225			
道路施設基本データ作成費用			式	1		64,225			内-4号
共通仮設費（率計上）			式	1		7,880,000			
純工事費			式	1		105,900,909			
現場管理費			式	1		43,264,000			
工事原価			式	1		149,164,909			
一般管理費等			式	1		24,035,091			
工事価格			式	1		173,200,000			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
消費税相当額		式	1		17,320,000				
工事費計		式	1		190,520,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		173,240,000			1年目
工事価格			式	1		173,200,000			2年目
工事価格			式	1		346,440,000			工事全体
消費税相当額			式	1		34,644,000			
工事費計			式	1		381,084,000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業
(A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【昼間施工】								
[人件費]								
土木一般世話役		人	200	32,844	6,568,800			
普通作業員		人	300	25,908	7,772,400			
運転手（一般）		人	25	25,296	632,400			
[機械運転]								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間	200	1,200	240,000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	200	65	13,000			
[材料費]								
再生アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン（20）	t	50	12,000	600,000			
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（20）	t	50	12,200	610,000			
合 計					16,436,600			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 応急作業
(B)【夜間】

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【夜間施工】								
[人件費]								
土木一般世話役		人	25	49,266	1,231,650			
普通作業員		人	25	38,862	971,550			
運転手（一般）		人	15	37,944	569,160			
[機械運転]								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間	200	1,200	240,000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	200	65	13,000			
凍結防止剤散布車 [湿潤式]	4 t 級 ホッパ容量3. 4 m 3 駆動方式4×4	時間	200	2,790	558,000			
[材料費]								
塩化ナトリウム（支給品）	25kg/袋	袋	650	1,403	0			
合 計					3,583,360			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書 応急作業
(C)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【昼間施工】								
[人件費]								
土木一般世話役		人	5	32,844	164,220			
普通作業員		人	5	25,908	129,540			
運転手（一般）		人	5	25,296	126,480			
[機械運転]								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間	40	1,200	48,000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	40	65	2,600			
[材料費]								
ガードレール 路側用	土中建込 G r - A - 4 E 塗装	m	10	12,800	128,000			
転落防止柵	H = 1 1 0 0 根入長 = 2 0 0 (C O 建込) 縦格子	m	10	9,820	98,200			
合 計					697,040			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術員		人	1.75	36,700	64,225			
合 計					64,225			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 応急作業 (A)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【昼間施工】								
[人件費]								
土木一般世話役		人	200	32,844	6,568,800			
普通作業員		人	300	25,908	7,772,400			
運転手（一般）		人	25	25,296	632,400			
[機械運転]								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間	200	1,200	240,000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	200	65	13,000			
[材料費]								
再生アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン（20）	t	50	12,000	600,000			
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（20）	t	50	12,200	610,000			
合 計					16,436,600			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 応急作業
(B)【夜間】

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【夜間施工】								
[人件費]								
土木一般世話役		人	25	49,266	1,231,650			
普通作業員		人	25	38,862	971,550			
運転手（一般）		人	15	37,944	569,160			
[機械運転]								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間	200	1,200	240,000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	200	65	13,000			
凍結防止剤散布車 [湿潤式]	4 t 級 ホッパ容量3. 4 m 3 駆動方式4×4	時間	200	2,790	558,000			
[材料費]								
塩化ナトリウム（支給品）	25kg/袋	袋	650	1,403	0			
合 計					3,583,360			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書 応急作業
(C)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【昼間施工】								
[人件費]								
土木一般世話役		人	5	32,844	164,220			
普通作業員		人	5	25,908	129,540			
運転手（一般）		人	5	25,296	126,480			
[機械運転]								
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	時間	40	1,200	48,000			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	40	65	2,600			
[材料費]								
ガードレール 路側用	土中建込 G r - A - 4 E 塗装	m	10	12,800	128,000			
転落防止柵	H = 1 1 0 0 根入長 = 2 0 0 (C O 建込) 縦格子	m	10	9,820	98,200			
合 計					697,040			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術員		人	1.75	36,700	64,225			
合 計					64,225			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	通常巡回	通常 昼間	単位	回	数量	183	単価	50,340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	96.8	32,844	3,179,299.2		
パトロールカー			時間	890.8	6,604	5,882,843.2		
任意保険			月	24	6,220	149,280		
計						9,211,422.4		
単価						50,340	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一2号	切削オーバーレイ 【夜間】	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000	単位	m2	数量		1	単価 6,489
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート 各種	m 2	1	6,489	6,489		
計						6,489		
単価						6,489	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一3号	殻運搬(路面切削) (1)【夜間】仮置	アスファルト切削殻	単位	m3	数量		1	単価 524.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		有り 1.0km以下 全ての費用	m 3	1	524.1	524.1		
計						524.1		
単価						524.1	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	殻運搬(路面切削) (2)仮置～処分場	アスファルト切削殻	単位	m3	数量	1	単価	4, 368	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
積込（ルーズ）		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	244. 8	244. 8			
殻運搬（路面切削）		有り 30. 0km以下 全ての費用	m 3	1	4, 123	4, 123			
計						4, 367. 8			
単価						4, 368	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	殻処分	アスファルト切削殻	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（m 3） アスファルト切削殻			m 3	1				
計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一6号	パッチング (1)	RA② 2t以上5t未満	単位	t	数量	100	単価	116,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1,700	710.9	1,208,530		
舗装版破碎		アスファルト舗装版 有り 4cmを超え10cm以下 有り 全ての費用	m 2	851	5,229	4,449,879		
加熱合材補修工		2t以上5t未満	t	100	48,030	4,803,000		
再生アスファルト混合物		再生密粒度アスコン (20)	t	100	12,200	1,220,000		
計						11,681,409		
単価						116,900	円/t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	パッチング (2)	R A② 5t以上20t未満	単位	t	数量	100	単価	92,880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1,700	710.9	1,208,530		
舗装版破碎		アスファルト舗装版 有り 4cmを超え10cm以下 有り 全ての費用	m 2	851	5,229	4,449,879		
加熱合材補修工		5t以上20t未満	t	100	24,090	2,409,000		
再生アスファルト混合物		再生密粒度アスコン (20)	t	100	12,200	1,220,000		
計						9,287,409		
単価						92,880	円/t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	殻運搬	舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 6.5km以下 全ての費用	m 3	1	5,874	5,874		
	計					5,874		
	単価					5,874	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費 (m 3) アスファルト掘削殻		m 3	1	6,345	6,345		
	計					6,345		
	単価					6,345	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一10号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価 376.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	376.7	376.7	
計						376.7	
単価						376.7	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一11号	道路除草(複合) (1)	飛散防止無	単位	m2	数量	1	単価 140.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	m 2	1	140.3	140.3	
計						140.3	
単価						140.3	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一12号	道路除草(複合) (2)	飛散防止有	単位	m2	数量	1	単価 153.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	m 2	1	153.6	153.6	
計						153.6	
単価						153.6	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一13号	処分費	草	単位	t	数量	1	単価 15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費(t) 草			t	1	15,000	15,000	
計						15,000	
単価						15,000	円/t

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	交通誘導警備員 (1)	昼間A	単位	人日	数量	1	単価	19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,690	19,690		
計						19,690		
単価						19,690	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	交通誘導警備員 (2)	昼間B	単位	人日	数量	1	単価	18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	18,870	18,870		
計						18,870		
単価						18,870	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一16号	交通誘導警備員 (3)【夜間】	夜間A	単位	人日	数量	1	単価	29,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	29,530	29,530		
計						29,530		
単価						29,530	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一17号	交通誘導警備員 (4)【夜間】	夜間B	単位	人日	数量	1	単価	28,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	28,310	28,310		
計						28,310		
単価						28,310	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一18号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	215,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	【往路】							
	貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 50km 無 有 20600円	台	1	107,600	107,600		
	【復路】							
	貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 50km 無 有 20600円	台	1	107,600	107,600		
	計					215,200		
	単価					215,200	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	通常巡回	通常 昼間	単位	回	数量	183	単価	50,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	96	32,844	3,153,024		
パトロールカー			時間	890.8	6,604	5,882,843.2		
任意保険			月	24	6,220	149,280		
計						9,185,147.2		
単価						50,200	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一2号	切削オーバーレイ 【夜間】	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000	単位	m2	数量		1	単価 6,489
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート 各種	m 2	1	6,489	6,489		
計						6,489		
単価						6,489	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一3号	殻運搬(路面切削) (1)【夜間】仮置	アスファルト切削殻	単位	m3	数量		1	単価 524.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		有り 1.0km以下 全ての費用	m 3	1	524.1	524.1		
計						524.1		
単価						524.1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一4号	殻運搬(路面切削) (2)仮置～処分場	アスファルト切削殻	単位	m3	数量	1	単価 4,368
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	244.8	244.8	
殻運搬 (路面切削)		有り 30.0km以下 全ての費用	m 3	1	4,123	4,123	
計						4,367.8	
単価						4,368	円/m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一5号	殻処分	アスファルト切削殻	単位	m3	数量	1	単価 ■■■■
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (m 3) アスファルト切削殻			m 3	1	■■■■	■■■■	
計						■■■■	
単価						■■■■	円/m3

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一6号	パッチング (1)	R A② 2t以上5t未満	単位	t	数量	100	単価	116,900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1,700	710.9	1,208,530		
舗装版破碎		アスファルト舗装版 有り 4cmを超え10cm以下 有り 全ての費用	m 2	851	5,229	4,449,879		
加熱合材補修工		2t以上5t未満	t	100	48,030	4,803,000		
再生アスファルト混合物		再生密粒度アスコン (20)	t	100	12,200	1,220,000		
計						11,681,409		
単価						116,900	円/t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	パッチング (2)	R A② 5t以上20t未満	単位	t	数量	100	単価	92,880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1,700	710.9	1,208,530		
舗装版破碎		アスファルト舗装版 有り 4cmを超え10cm以下 有り 全ての費用	m 2	851	5,229	4,449,879		
加熱合材補修工		5t以上20t未満	t	100	24,090	2,409,000		
再生アスファルト混合物		再生密粒度アスコン (20)	t	100	12,200	1,220,000		
計						9,287,409		
単価						92,880	円/t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	殻運搬	舗装版破碎 機械積込(小規模土工) 有り 6.5km以下 全ての費用	m 3	1	5,874	5,874		
	計					5,874		
	単価					5,874	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費 (m 3) アスファルト掘削殻		m 3	1	6,345	6,345		
	計					6,345		
	単価					6,345	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一10号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価 376.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	376.7	376.7	
計						376.7	
単価						376.7	円／m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一11号	道路除草(複合) (1)	飛散防止無	単位	m2	数量	1	単価 140.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		無し ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	m 2	1	140.3	140.3	
計						140.3	
単価						140.3	円／m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一12号	道路除草(複合) (2)	飛散防止有	単位	m2	数量	1	単価 153.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		有り ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	m 2	1	153.6	153.6	
計						153.6	
単価						153.6	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一13号	処分費	草	単位	t	数量	1	単価 15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費(t) 草			t	1	15,000	15,000	
計						15,000	
単価						15,000	円/t

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	交通誘導警備員 (1)	昼間A	単位	人日	数量	1	単価	19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,690	19,690		
計						19,690		
単価						19,690	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	交通誘導警備員 (2)	昼間B	単位	人日	数量	1	単価	18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	18,870	18,870		
計						18,870		
単価						18,870	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一16号	交通誘導警備員 (3)【夜間】	夜間A	単位	人日	数量	1	単価	29,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	29,530	29,530		
計						29,530		
単価						29,530	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50	
単一17号	交通誘導警備員 (4)【夜間】	夜間B	単位	人日	数量	1	単価	28,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	28,310	28,310		
計						28,310		
単価						28,310	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一18号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	215,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	【往路】							
	貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 50km 無 有 20600円	台	1	107,600	107,600		
	【復路】							
	貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 50km 無 有 20600円	台	1	107,600	107,600		
	計					215,200		
	単価					215,200	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パトロールカー		単位	時間	数量	1	単価	6,604
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.25	25,296	6,324		
軽油			L	1.8	130	234		
諸雑費（率＋まるめ） 20%			式	1		46		
計						6,604		
単価						6,604	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート 各種	単位	m 2	数量	100	単価	6,489
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.199	49,266	9,803		
特殊作業員			人	0.596	41,616	24,803		
普通作業員			人	0.994	38,862	38,628		
改質アスファルト混合物		改質A s 粗粒 I I 型 (2 0) D S 5 0 0 0	t	12.573	16,100	202,425		
改質アスファルト混合物		改質A s 密粒 I I 型 (2 0) D S 3 0 0 0	t	12.573	16,100	202,425		
アスファルト乳剤		P K - 4 タックコート用	L	43	111	4,773		
アスファルト乳剤（２層目タックコート無し）			L	0	0	0		
路面切削機運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	271,700	54,068		
路面清掃車運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	85,440	17,002		
アスファルトフィニッシャ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	180,200	35,859		
ロードローラ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	75,100	14,944		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000 クックコート 各種	単位	m 2	数量	100	単価	6,489
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	タイヤローラ運転	7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	74,710	14,867		
	諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		29,303		
	計					648,900		
	単価					6,489	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量		単価	
	アスファルト切削殻					100		■■■■
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		アスファルト切削殻		m ³	100	■■■■	■■■■	
計							■■■■	
単価							■■■■	円／m ³

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	48,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.24	32,844	7,882		
特殊作業員			人	0.53	27,744	14,704		
普通作業員			人	0.51	25,908	13,213		
振動ローラ運転			日	0.28	33,480	9,374		
アスファルト混合物（別途計上）			t	1	0	0		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		2,857		
計						48,030		
単価						48,030	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	5t以上20t未満	単位	t	数量	1	単価	24,090
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.11	32,844	3,612		
	特殊作業員		人	0.23	27,744	6,381		
	普通作業員		人	0.22	25,908	5,699		
	振動ローラ運転		日	0.19	33,480	6,361		
	アスファルト混合物（別途計上）		t	1	0	0		
	諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		2,037		
	計					24,090		
	単価					24,090	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量		単価	
	アスファルト掘削殻					100		6,345
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		アスファルト掘削殻	m 3	100	6,345	634,500		
	計					634,500		
	単価					6,345	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 376.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）		昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	213.18	213,180	
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	kg	570	235	133,950	
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	kg	25	180	4,500	
接着用プライマー		区画線用	kg	25	485	12,125	
軽油			L	40	130	5,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		7,745	
計						376,700	
単価						376.7	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	処分費（t） 草		単位 t	数量		100	単価 15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		植物廃材（草）	t	100	15,000	1,500,000	
計						1,500,000	
単価						15,000	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位 人日	数量		1	単価 19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						19,690	
単価						19,690	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価 18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B			人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						18,870	
単価						18,870	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価 29,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 A			人	1	29,529	29,529	
諸雑費（まるめ）			式	1		1	
計						29,530	
単価						29,530	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,310
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人	1	28,305	28,305		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					28,310		
	単価					28,310	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホイル式・廃材積込装置付）2.0m 50km 無 有 20600円	単位	台	数量	1	単価	107,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	20,600	20,600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					107,600		
	単価					107,600	円／台	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	271,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	46,359	46,359		
	軽油		L	207	130	26,910		
	路面切削機〔ホイール式・廃材積込装置付〕	排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400		
	諸雑費（まるめ）		式	1		31		
	計					271,700		
	単価					271,700	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	85,440
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	37,944	37,944		
軽油			L	38	130	4,940		
路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕		ホッパ容量1. 5 m ³	供用日	1.15	37,000	42,550		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						85,440		
単価						85,440	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	180,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,359	46,359		
軽油			L	65	130	8,450		
アスファルトフィニッシャ〔ホイール型〕			排ガス対策 2014年規制 舗装幅 2.3～6.0m	供用日	1.41	88,900	125,349	
諸雑費（まるめ）			式	1		42		
計						180,200		
単価						180,200	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	75,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	46,359	46,359		
	軽油		L	32	130	4,160		
	ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]	運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					75,100		
	単価					75,100	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	74,710
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,359	46,359		
軽油			L	25	130	3,250		
タイヤローラ [普通型・排ガス対策2014年規制]			運転質量13～14 t	供用日	1.41	17,800	25,098	
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						74,710		
単価						74,710	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	33,480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	27,744	27,744		
軽油			L	11	130	1,430		
振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンパインド式〕		運転質量2.4～2.6 t	日	1.4	3,070	4,298		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						33,480		
単価						33,480	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パトロールカー		単位	時間	数量	1	単価	6,604
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.25	25,296	6,324		
軽油			L	1.8	130	234		
諸雑費（率＋まるめ） 20%			式	1		46		
計						6,604		
単価						6,604	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート 各種	単位	m 2	数量	100	単価	6,489
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.199	49,266	9,803		
特殊作業員			人	0.596	41,616	24,803		
普通作業員			人	0.994	38,862	38,628		
改質アスファルト混合物		改質A s 粗粒 I I 型 (2 0) D S 5 0 0 0	t	12.573	16,100	202,425		
改質アスファルト混合物		改質A s 密粒 I I 型 (2 0) D S 3 0 0 0	t	12.573	16,100	202,425		
アスファルト乳剤		P K - 4 タックコート用	L	43	111	4,773		
アスファルト乳剤（２層目タックコート無し）			L	0	0	0		
路面切削機運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	271,700	54,068		
路面清掃車運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	85,440	17,002		
アスファルトフィニッシャ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	180,200	35,859		
ロードローラ運転		7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	75,100	14,944		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 二層 50mm 50mm 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000 クックコート 各種	単位	m 2	数量	100	単価	6,489
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	タイヤローラ運転	7cmを超え12cm以下 二層	日	0.199	74,710	14,867		
	諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		29,303		
	計					648,900		
	単価					6,489	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量		単価	
	アスファルト切削殻					100		■■■■
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		アスファルト切削殻		m 3	100	■■■■	■■■■	
計							■■■■	
単価							■■■■	円／m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	48,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.24	32,844	7,882		
	特殊作業員		人	0.53	27,744	14,704		
	普通作業員		人	0.51	25,908	13,213		
	振動ローラ運転		日	0.28	33,480	9,374		
	アスファルト混合物（別途計上）		t	1	0	0		
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		2,857		
	計					48,030		
	単価					48,030	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	5t以上20t未満	単位	t	数量	1	単価	24,090
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.11	32,844	3,612		
	特殊作業員		人	0.23	27,744	6,381		
	普通作業員		人	0.22	25,908	5,699		
	振動ローラ運転		日	0.19	33,480	6,361		
	アスファルト混合物（別途計上）		t	1	0	0		
	諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		2,037		
	計					24,090		
	単価					24,090	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量		単価	
	アスファルト掘削殻					100		6,345
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		アスファルト掘削殻	m ³	100	6,345	634,500		
	計					634,500		
	単価					6,345	円／m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価 376.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）		昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	213.18	213,180	
トラフィックペイント		3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	kg	570	235	133,950	
ガラスビーズ		0.106～0.850mm	kg	25	180	4,500	
接着用プライマー		区画線用	kg	25	485	12,125	
軽油			L	40	130	5,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		7,745	
計						376,700	
単価						376.7	円／m

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	処分費（t） 草		単位 t	数量		100	単価 15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		植物廃材（草）	t	100	15,000	1,500,000	
計						1,500,000	
単価						15,000	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位 人日	数量		1	単価 19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						19,690	
単価						19,690	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価 18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B			人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						18,870	
単価						18,870	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-50
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価 29,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 A			人	1	29,529	29,529	
諸雑費（まるめ）			式	1		1	
計						29,530	
単価						29,530	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,310
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人	1	28,305	28,305		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					28,310		
	単価					28,310	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 50km 無 有 20600円	単位	台	数量	1	単価	107,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	20,600	20,600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					107,600		
	単価					107,600	円／台	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	271,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,359	46,359		
軽油			L	207	130	26,910		
路面切削機〔ホイール式・廃材積込装置付〕			排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400	
諸雑費（まるめ）			式	1		31		
計						271,700		
単価						271,700	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	85,440
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	37,944	37,944		
軽油			L	38	130	4,940		
路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕			ホッパ容量1. 5 m ³	供用日	1.15	37,000	42,550	
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						85,440		
単価						85,440	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	180,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,359	46,359		
軽油			L	65	130	8,450		
アスファルトフィニッシャ〔ホイール型〕			排ガス対策 2014年規制 舗装幅 2.3～6.0m	供用日	1.41	88,900	125,349	
諸雑費（まるめ）			式	1		42		
計						180,200		
単価						180,200	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	75,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	46,359	46,359		
	軽油		L	32	130	4,160		
	ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]	運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					75,100		
	単価					75,100	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 二層	単位	日	数量	1	単価	74,710
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	46,359	46,359		
軽油			L	25	130	3,250		
タイヤローラ〔普通型・排ガス対策２０１４年規制〕			運転質量１３～１４ t	供用日	1.41	17,800	25,098	
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						74,710		
単価						74,710	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	33,480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	27,744	27,744		
軽油			L	11	130	1,430		
振動ローラ（舗装用）〔搭乗・コンパインド式〕	運転質量2.4～2.6 t		日	1.4	3,070	4,298		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						33,480		
単価						33,480	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	97,767,104	直接工事費	97,767,104	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）		現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）						
管理費区分 1	9,062,160	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	149,291	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分 T		（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額 ）				
対象額 支 給 品（＋）	911,950					
無償貸付機械評価額（＋）	3,422,000					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	91,208,601	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額			0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	6.17 %		0 %			
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1			
率（補正後）	8.64 %					
計上額	7,880,000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額 0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	97,767,104		
非対象額計（－）					
管理費区分 1	9,062,160	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	149,291	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T		(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	911,950				
無償貸付機械評価額（＋）	3,422,000				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	279,425				
運搬費	215,200	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	64,225
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8,159,425

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	105,926,529	単独（追加工事）直接工事費	97,767,104	単独（追加工事）共通仮設費	8,159,425
非対象額計（－）					
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	149,291	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	911,950				
無償貸付機械等評価額（＋）	3,422,000				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	108,430,186	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く			0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %（38.75% × 週休1.03）		0 %		
計上額	43,274,000		0		0
			8,090,308（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 道路管理第二課	工事番号	2026010005	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	149,200,529				
純工事費	105,926,529	現場管理費	43,274,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）					
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T		（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	147,519,527	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価		現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	147,519,527				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.26 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	24,039,471				
業務委託料等	0				
調査基準価格	173,217,000				
調査基準価格の100/110	157,470,000	（ 90.9 % ）			

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	97,741,484	直接工事費	97,741,484	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）		現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）						
管理費区分 1	9,036,540	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	149,291	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分 T		（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額 ）				
対象額 支 給 品（＋）	911,950					
無償貸付機械評価額（＋）	3,422,000					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	91,208,601	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額			0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	6.17 %		0 %			
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1			
率（補正後）	8.64 %					
計上額	7,880,000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額 0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	97,741,484		
非対象額計（－）					
管理費区分1	9,036,540	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	149,291	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T		(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	911,950				
無償貸付機械評価額（＋）	3,422,000				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	279,425				
運搬費	215,200	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	64,225
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					8,159,425

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	105,900,909	単独（追加工事）直接工事費	97,741,484	単独（追加工事）共通仮設費	8,159,425
非対象額計（－）					
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	149,291	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	911,950				
無償貸付機械等評価額（＋）	3,422,000				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	108,404,566	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く			0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %（38.75% × 週休1.03）		0 %		
計上額	43,264,000		0		0
			8,088,440（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 道路管理第二課	工事番号	2026010005	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路維持工事	

工事原価	149,164,909				
純工事費	105,900,909	現場管理費	43,264,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）					
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T		（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	147,483,907	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価		現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	147,483,907				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.26 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	24,035,091				
業務委託料等	0				
調査基準価格	173,173,000				
調査基準価格の100/110	157,430,000	（ 90.89 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 【令和 8 年度】		式		1		
巡視・巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回	通常 昼間	回		183		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ 【夜間】	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2		1,600		
殻運搬(路面切削) (1)【夜間】仮置	アスファルト切削殻	m3		160		
殻運搬(路面切削) (2)仮置～処分場	アスファルト切削殻	m3		160		
殻処分	アスファルト切削殻	m3		160		
アスファルト舗装補修工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
パッチング (1)	R A ② 2t以上5t未満	t		50		
パッチング (2)	R A ② 5t以上20t未満	t		50		
殻運搬	アスファルト殻	m3		42		
殻処分	アスファルト殻	m3		42		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		500		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合) (1)	飛散防止無	m2		10,000		
道路除草(複合) (2)	飛散防止有	m2		200,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
処分費	草	t		250		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間	式		1		
応急作業 (B) 【夜間】	夜間	式		1		
応急作業 (C)	昼間	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	昼間A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	昼間B	式		1		
交通誘導警備員 (3) 【夜間】	夜間A	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員 (4)【夜間】	夜間B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 【令和 9 年度】		式		1		
巡視・巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回	通常 昼間	回		183		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ 【夜間】	7cmを超え12cm以下 二層 改質As 粗粒II型(20)DS5000 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2		1,600		
殻運搬(路面切削) (1)【夜間】仮置	アスファルト切削殻	m3		160		
殻運搬(路面切削) (2)仮置～処分場	アスファルト切削殻	m3		160		
殻処分	アスファルト切削殻	m3		160		
アスファルト舗装補修工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
パッチング (1)	R A ② 2t以上5t未満	t		50		
パッチング (2)	R A ② 5t以上20t未満	t		50		
殻運搬	アスファルト殻	m3		42		
殻処分	アスファルト殻	m3		42		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		500		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合) (1)	飛散防止無	m2		10,000		
道路除草(複合) (2)	飛散防止有	m2		200,000		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
処分費	草	t		250		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間	式		1		
応急作業 (B) 【夜間】	夜間	式		1		
応急作業 (C)	昼間	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	昼間A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	昼間B	式		1		
交通誘導警備員 (3) 【夜間】	夜間A	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員 (4)【夜間】	夜間B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

請負工事費計算書

(1)直接工事費	195, 508, 588
(2)共通仮設費	16, 318, 850
(3)純工事費	211, 827, 438

(1)+(2)

(4)現場管理費	86, 538, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	298, 365, 438
----------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	48, 074, 562
-----------------	--------------

(8)その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	346, 440, 000
----------	---------------

(6)+(7')+(8)+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	34, 644, 000
------------	--------------

(12)請負工事価格	381, 084, 000
------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	346, 440, 000
-------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	346, 390, 000
------------	---------------

(15)調査基準価格の100/ 110	314, 900, 000
---------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	48, 085, 558	)
------------------	--------------	---

R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

道路管理第二課

■ 第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合限り変更を可能とする。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。
- (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事で行なければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD 2024）に準拠する。

起点 千葉県我孫子市青山 緯度 35° 53' 08" 経度 140° 03' 05"
終点 茨城県小美玉市西郷地 緯度 36° 15' 25" 経度 140° 22' 54"

第8条 コリنزへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、土浦国道出張所管内の一般国道6号における、道路巡回、舗装補修ならびに除草等を施工するとともに、異常気象時における迅速な応急処理を実施する工事である。

主な工種は、道路巡回工、車道舗装修繕工、車道補修工、道路除草工、応急処理工であり、それぞれ1式を予定している。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - 1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - 2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - 3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - 4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式－00参照

第11条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第12条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

全ての工種

第13条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第14条 工事書類の作成について

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和67年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.67）令和67年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

但し緊急を要する場合を除くものとする。

第19条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。
6. 緊急を要する場合を除くものとする。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 支給材料及び貸与物件

支給材料は、下表の通りとする。

年 度	名 称	規 格	単 位	員 数	摘 要
令和8年度	塩化ナトリウム	25kg/袋	袋	650	
令和9年度	塩化ナトリウム	25kg/袋	袋	650	

なお、これによりがたいは、監督職員と協議するものとする。

また、支給品の運搬については、変更の対象とする。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5.5%粗粒再生	応急作業(A)
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5.5%密粒再生	パッチング(1)、パッチング(2)、応急作業(A)

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- ① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８ 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(１) 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(２) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

１) アスファルトコンクリート塊の搬出については以下のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	摘要
アスファルト切削殻	(株)美浦クリーン	茨城県稲敷郡美浦村大字布佐字七曲がり1732 -1他6筆	L=26.9km (DID有り) (仮置きL=1.0km (DID無し))	R 8 年度
アスファルト切削殻	(株)美浦クリーン	茨城県稲敷郡美浦村大字布佐字七曲がり1732 -1他6筆	L=26.8km (DID有り) (仮置きL=1.0km (DID無し))	R 9 年度
アスファルト掘削殻	昭和建設(株) 土浦合材工場	茨城県土浦市上坂田 1985	L=5.2km (DID有り)	R 8 年度 R 9 年度

※上記の処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものでは

ない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2) 受入時間

(株)美浦クリーン : 8時00分～17時00分

昭和建設(株)土浦合材工場 : 8時00分～17時00分

3) その他

夜間作業における仮置き場までの運搬距離はL=1.0kmを見込むものとする。

- ② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。
また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。
なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第28条 工事完成図等

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第29条 工事完成図の作成、納品

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図SXFデータ（.P21）
- ・完成縦断図SXFデータ（.P21）
- ・完成平面図：属性XMLデータ（拡張子.saf）

※またはこれらを圧縮したデータ（拡張子.P2Z）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第30条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することと

する。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/1ist.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 3 2 条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（1）洋式（洋風）便器

- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所での計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第33条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。なお、令和7年度における重点安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - Ⅰ 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - Ⅱ 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - Ⅲ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事期間中に配置する交通誘導員は、下記のとおりとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

年 度	作 業 区 分	交通整理員	備 考
令和 8 年度	昼間作業	400人(うち有資格誘導員 200人)	
	夜間作業	50人(うち有資格誘導員 25人)	
令和 9 年度	昼間作業	400人(うち有資格誘導員 200人)	
	夜間作業	50人(うち有資格誘導員 25人)	
合 計	昼間作業	800人(うち有資格誘導員 400人)	
	夜間作業	100人(うち有資格誘導員 50人)	

7. 舗装工事において既設区画線が消去され本区画線表示前に交通開放する場合は、仮区画線を標示すること。
8. 交通規制の認識対策

路上工事で、交通規制を行う場合、保安施設の設置、撤去に先がけ、発煙筒を使用するなど、規制帯内への一般車の飛び込み事故の防止に努めること。(参考図参照)

見通しの悪い場所へパトロールカー等を停車する場合には、発煙筒を使用するなど後続車対策を講じ、事故の防止に努めること。
9. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第 3 4 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第35条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理

者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第36条 交通誘導警備員の資格

交通整理・誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第37条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第38条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第39条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種
舗装工
2. 施工方法
切削オーバーレイ工
アスファルト舗装補修工
3. 建設機械・設備
低騒音・低振動認定機械
騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破碎機械

4. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
5. 舗装版切断作業

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第40条 環境対策(特定調達品目の調達実績の調査について)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第41条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号、最終改正 平成13年国土交通省告示487号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第42条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸収機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第43条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
7. 共通仕様書 1-1-1-3 6 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。
 - ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-3 9 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 44 条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 45 条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。
なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第 46 条 工期

本工事の工期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

第 47 条 週休 2 日制適用工事

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休 2 日交替制適用工事」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休 2 日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日交替制に取組むものとする。
2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休 2 日
 - ① 完全週休 2 日交替制
対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2 日/7 日）以上となる休日

確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、全ての月で28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第48条 施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作 業 区 分	施 工 区 分
昼間作業	下記を除くすべての工事
夜間作業	切削オーバーレイ、殻運搬（路面切削）(1)、応急作業(B)

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第49条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第50条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第51条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において第50条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第50条 新技術の活用「新技術の定義」に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第52条 建設現場の遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有

システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第53条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○

中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 5 4 条 契約後 V E 方式

1. 定義について

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲について

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 1 8 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる

提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

(1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- 1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- 2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- 3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- 5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- 6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用されることを原則として審議を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

(1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の保護について

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第55条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第50条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第56条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第57条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式-18を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第58条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい

作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第 2 章 個人情報取り扱いについて

第 59 条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 60 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 61 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第62条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第63条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第64条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第65条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第66条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第67条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第68条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第69条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

■ 第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第70条 一般瀝青材料

1. ストレートアスファルトの針入度は次頁の表のとおりとする。

用 途	針 入 度	摘 要
表層，基層	40 — 60	車道舗装工

第71条 区画線

1. 塗装厚は下表のとおりとする。

溶融式（又は常温式）

幅(cm)	厚(mm)	摘 要
15	1.5	夜間の視認性が優れたもの。
20		
30		
45		
90		

2. 設置様式は下記のとおりとする。

（別添－2：区画線設置様式参照）

■ 第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第72条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第73条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに

登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第74条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第75条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第76条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第77条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹

底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 78 条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 79 条 無償貸付機械

- １．無償貸付機械は、「貸付機械明細書」（別紙様式－２９による）のとおりとし、無償貸付とする。
- ２．貸付機械の取扱については、「請負工事建設機械無償貸与仕様書」によるものとする。

■ 第 4 編 道路編

第 1 章 舗装

第 80 条 材料

- １．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘 要
RA①	再生粗粒度アスコン	20	5.0	基 層
RA②	再生密粒度アスコン	20	5.5	表 層
改ⅡA①	改質粗粒度アスコン	20	5.0	基層又は中間層
改ⅡA②	改質密粒度アスコン	20	5.5	表 層

- ２．基層の１層の最大仕上げ厚さは、7cmとする。
- ３．基層の舗設後、不陸が生じた場合は、表層の舗設に先立ち、レベリングを行うものとする。なお、レベリングに用いるアスファルト混合物は再生密粒度アスコンを原則とする。

第81条 ポリマー改質アスファルトⅡ型

1. 配合設計

耐流動対策の配合設計は、骨材粒度範囲の中央値以下を目標にし、75 μ mふるい通過質量百分率は小さめにする。75 μ mふるい通過分のうち回収ダスト分は30%を越えないものとする。最適アスファルト量は、下記のマシヤル基準値を満足するアスファルト量の共通範囲の中央値かそれ以下とする。

安定度 S (kN)	フロー値 F (1/100cm)	空隙率 (%)	飽和度 (%)	S / F (kN/m)
7.35以上	土木工事共通仕様書による。			2,500以上

注) 突き固め回数は75回とする。

耐流動対策を行う場合は、最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、DS値を確認し監督職員の承諾を得るものとする。

DSの目標値は下表のとおりとするが、目標値に達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(単位：回/mm 程度)

種 別	交通量区分 N 6		交通量区分 N 7	
	一般部	交差点部	一般部	交差点部
表 層	3,000	4,000	4,000	5,000
基 層	—	4,000	4,000	5,000

注) 上表は一般部と交差点部のDSの目標値を分けて施工する場合の記載例であり、一般部と交差点部のDSの目標値を同一にする場合は交差点部のDS値に合わせるものとする。

2. 混合

混合時間は、骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ、均一に混合できる時間とする。混合温度は、アスファルトの動粘度が150～300センチストークス（セイボルトフロール度75～150秒）を示す温度範囲から選ぶことを原則とするが、製品により望ましい温度が異なるため留意するものとする。

3. 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

4. 敷均し・転圧

混合物の舗設は、通常のアスファルト混合物より高い温度で行う必要があり、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理に留意し速やかに敷均しを行い、十分に転圧を行うものとする。

5. 施工計画

一般部、交差点部の標準的な1日当たりの施工工程を施工計画に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては、初期わだち掘れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意するものとする。

第82条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 2 章 道路維持

第 8 3 条 応急処理工

受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類(出来高報告)を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。
2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

第 3 章 道路修繕

第 8 4 条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は行わないものとする。
2. 縦横断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第 4 章 道路巡回工（パトロール車乗車）

第 8 5 条 道路巡回の目的及び内容

道路巡回は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

巡回の内容については、平成 26 年 3 月 31 日改定「関東地方整備局道路巡回実施要領（案）」（以下、「巡回要領」という。）に準じて行うものとする。

第 8 6 条 履行体制等

1. 期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間
2. 場所
土浦国道出張所管内（国道 6 号）
3. 編成
原則として、道路巡回員及び巡回運行員（以下、「道路巡回員等」という。）の 2 名を 1 班とする。
4. 従事体制及び回数
 - (1) 道路巡回員及び巡回運行員の体制
延べ 263 回/2 年(土日、休日を含む)（※R8:132 回、R9:131 回）
 - (2) 監督職員及び巡回運行員の体制
延べ 103 回/2 年(平日のみ)（※R8:51 回、R9:52 回）
5. 履行時間
通常巡回：1 回当たり 8 時 30 分から 17 時 15 分までを基本とする。
6. 巡回走行距離

巡回走行距離は、1日当たり146.0kmを見込んでいる。走行距離に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. その他

パトロールカーは1時間当たり、以下を見込んでいる。

- ・一般運転手 0.25人
- ・軽油 1.8リットル
- ・諸雑費（20%+まるめ）※燃料費の20%

巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第87条 道路巡回員及び巡回運行員の資格

1. 道路巡回員は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有する者
- (2) 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
- (3) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一般技術者の資格を有する者
- (4) R C C MまたはR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- (5) 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- (6) 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者
- (7) 道路巡回業務、施設点検業務及び道路の維持管理に関する業務の経験を1年以上有する者

2. 巡回運行員の資格は、下記(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

- (1) 普通自動車運転免許（A T車限定を除く。）を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者
- (2) 年齢が65歳未満の者（令和8年4月1日時点）

第88条 道路巡回員等の選任

道路巡回に携わる道路巡回員等は複数登録できるものとし、受注者は作業着手時に道路巡回員及び巡回運行員の氏名及び資格証明書等の写しを監督職員に提出し、確認を受けるものとする。なお、変更する場合についても同様とする。

第89条 道路巡回員等の役割

1. 道路巡回員

原則として無線電話を装備したパトロール車に乗車して、第90条に掲げる任務を巡回運行員と協力して行うものとする。

2. 巡回運行員

パトロール車の日常管理及び運転を行うほか、第90条に掲げる任務を道路巡回員と協力して行うものとする。

なお、発注者が同乗する場合において、発注者が第90条第2項各号に掲げる道路異常等臨機の事由を発見したと認められるときは、自主的に安全な場所にパトロール車を停車させて同条の任務を行うことができるものとする。

3. 道路巡回員等は、必要に応じて徒歩による巡視を行うものとする。

第90条 道路巡回員等の任務

1. 事前の準備

- (1) 道路巡回の出発に当たり巡回区間の状況を把握し、必要な車載常備機材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
 - (2) 腕章を着用するとともに発注者が発行する道路巡回員証を携帯し、巡回中に第三者から請求があった場合は、これを提示するものとする。
2. 路上障害等発見時の措置
- 道路巡回中に本項各号の道路及び道路付属物の異常や路上障害等を発見したような場合若しくは、道路の不法占有を発見したときなど、パトロール車を停車させ、その状況について、調査・把握を行い、必要により速やかに電話等で監督職員に状況を報告するとともに、所要の対応をとるものとする。
- なお、交通の危険を防止するため、緊急的に措置を行わなければならない場合はその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要によりその状況について速やかに電話等で監督職員に報告するものとする。
- (1) 落下物を発見したとき
 - (2) 路面ポットホールを発見したとき
 - (3) ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷・陥没）を発見したとき
 - (4) 交通に危険を及ぼすおそれのある油漏れ等の汚染を発見したとき
 - (5) 道路付属物（側溝・縁石等）の損傷を発見したとき
 - (6) 道路占用物件の異常・損傷（水道の水漏れ、電柱の破損・倒壊等）を発見したとき
 - (7) 防災施設（擁壁・法面等）の異常を発見したとき
 - (8) 交通安全施設（ガードレール、防止柵、標識等）の損傷を発見したとき
 - (9) 工事等による交通規制方法の不適切を発見したとき
 - (10) 土砂崩れや落石を発見したとき
 - (11) 交通に危険を及ぼすおそれのある道路区域外の倒木等を発見したとき
 - (12) ブリンカーライトや道路照明の不点灯や異常点灯を発見したとき
 - (13) 散水融雪設備の故障や異常を発見したとき
 - (14) 路面冠水・路面凍結を発見したとき
 - (15) 新たな不法占用を発見したとき
 - (16) 道路工事許可を受けていない工事を発見したとき
 - (17) 交通事故を目撃し、道路管理者として対応すべきとき
 - (18) その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす事象を発見したとき
3. 安全対策の徹底
- 任務遂行に当たっては、以下の安全対策を行うものとする。
- (1) 黄色回転灯を点滅させて後続車両の追突防止を図ること。
 - (2) パトロール車は、路肩または非常駐車帯等の安全な場所に停車すること。
 - (3) パトロール車の標識装置を有効に活用すること。
 - (4) その他、交通量、気象状況、地形等を考慮して必要な対策を講じること。
4. 巡回状況の資料化
- (1) 巡回中に措置を行った事象については、必ず写真撮影を行うものとする。
 - (2) 占用工事の実施状況や道路交通状況等について適時写真撮影を行い、道路管理状況の記録とすること。
5. パトロール日誌の提出等
- 巡回結果の記録は、次の各号によるものとする。
- (1) 道路巡回により把握した事項、措置した事項についてはパトロール日誌を作成の上、写真等の関連資料とともに道路巡回終了後監督職員に提出しなければならない。

但し、閉庁日等の理由で上記によりがたい場合は、翌実施日に提出するものとする。

(2) パトロール日誌の様式及び記入方法については、巡回要領に準じて行うものとする。

(3) 巡回中に撮影した写真は、日時・状態を記録し、整理するものとする。

第91条 異常気象時における道路巡回

常陸河川国道事務所の「防災業務計画」等により、風水害・地震災害等による体制が発令され、監督職員から指示された場合には、道路巡回等を行うものとし、設計変更の対象とする。

第92条 パトロール車

1. 原形復旧義務等

受注者は、使用するパトロール車（車両の附属品を含む。）を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原形に復旧しなければならないものとする。

2. パトロール車の保管場所等

受注者に管理を委託するパトロール車及び保管場所は、別添－20のとおりとする。

3. 予備パトロール車

常時使用するパトロールカーの車検整備等による不稼働期間及び災害等によりパトロールカーの増車が必要な際に使用できるものとし、車種及び保管場所は別添－20のとおりとする。

4. 車両の管理及び点検等

次の各号とおりとする。

なお受注者は各月末をもって「車両走行実績及び車両管理報告書」を別添－21により作成し翌月10日までに監督職員に提出するものとする。

(1) 車両の管理

(2) 車両の日常点検整備

受注者は、業務の履行時間内に車両の整備及びワックスがけ等を適宜行うものとする。

(3) ガソリン・軽油・油脂の購入と給油

(4) 消耗品、備品の管理

(5) 自動車保険（任意保険）に関する事項

(6) 事故処理に関する事項

(7) その他各号に付帯する事項

5. 受注者の遵守事項

(1) 監督職員の承諾なしにパトロール車を本工事以外の目的に使用してはならないものとする。

(2) 道路交通法その他関係法令等を遵守し、関連道路等の地理に精通しておかなければならないものとする。

6. パトロール車の変更等

(1) 監督職員は、必要がある場合は、受注者に対して書面による通知をもってパトロール車を変更できるものとし、設計変更の対象とする場合がある。

(2) パトロール車に故障等が生じて使用できない場合は、受注者は監督職員に遅滞なく報告を行い、指示を受けること。

(3) 車両点検等で官所有のパトロール車が使用できない場合は、監督職員と協議を

行うものとし、設計変更の対象とする。

7. 自動車保険の加入

- (1) 本工事で管理するパトロール車にかかる自動車保険契約の保険金額は、次のとおりとする

なお、本項目において受注者が契約を締結する自動車保険は、運転者年齢条件、限定運転手の条件等は付けないものとし、乙の定める車両管理員以外の者が運行した場合においても保険の適用が可能なものとする。

担保項目	車両賠償	対人賠償	対物賠償	搭乗者賠償
保険金額	査定額	無制限	無制限	500万円以上

- (2) 保険加入に必要な車両の仕様は、別添－２２のとおりである。

8. 費用負担

パトロール車にかかる費用負担については、別添－２３の費用負担区分表に基づき注文者及び受注者が負担するものとする。

なお、費用負担区分に定めのない事項については、協議のうえ行うものとする。

9. 燃料等

パトロール車に使用する燃料等は、次の各号に定めるものを使用するものとする。

- (1) 燃料は、軽油を使用するものとする。
(2) エンジンオイルは、四季を通じて使用可能なものとし、冬期は不凍液を使用する。
(3) その他のものは、車種による純正品を使用する。

10. エンジンオイルの交換

パトロール車の走行距離が概ね4,000km毎にエンジンオイルを交換するものとする。

11. 事故等の報告

パトロール車に使用する燃料等は、次の各号に定めるものを使用するものとする。

- (1) 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、負傷者の救護、警察・消防への報告及び危険防止の措置を講ずるとともに速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
(2) 受注者は、事故等に伴い業務の遂行に支障がでないよう速やかに要員等の確保に努めるものとする。

第93条 成果品

第90条第5項によりパトロール日誌及び写真等の関連資料を提出するものとする。

第94条 その他

1. 業務の履行に当たっては、庁舎の一部を使用することができるものとする。なお、庁舎使用については、別途使用貸借契約を締結するものとする。
2. 業務に必要な机・椅子等の備品及び消耗品は、別途使用契約を締結するものとする。
3. 受注者は、貸与された備品及び消耗品は、善良な管理を行わなければならない。
4. 業務履行に伴うパソコンについては、受注者が準備するものとする。なお、原則として機能等については下記によるものとし、業務上必要としないソフト等のインストールは行わないものとする。ただし、受注者の都合により道路巡回支援システム等をインストールする場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

- (1) OS Windows 10

- (2) アプリソフト 一太郎 v e r 1 0 同等以上
- (3) 工事終了後、業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去するものとし、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (4) 本業務に従事する者の作業服・安全帽等は、受注者で用意するものとし、軽快なもので特に派手なものはさけること。なお、作業服等は事前に監督職員の確認を受けること。

第 5 章 緑地管理

第 9 5 条 道路除草工

- 1. 除草前には、空き缶・ゴミ等の障害物を除去しておくものとする。
- 2. 機械除草の施工においては、現地状況から必要に応じて、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護対策を行うものとする。なお、当初は飛び石防護を見込んでいる。
- 3. 現地状況により、上下刃逆回転式草刈り機等の使用が必要となる場合、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするものとする。

第 9 6 条 発生物の処分及び現場管理

- 1. 作業で発生した雑草、枝葉枯れ葉等は、速やかに搬出処分するとともに、作業終了後は清掃及び後片づけを行うこと。
- 2. 除草等で発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。
なお、処分場及び運搬距離については、次頁のとおりとする。

除草、抜根除草及び剪定枝・葉

植物廃材の種類	受入場所	所在地	運搬距離	摘要
除 草	(株)沼田機業	茨城県小美玉市川戸 字葉柄峯1143-3	L=25.2km	

※上記の処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 3. 搬出に先立ち、受入条件について処理施設に確認し、監督職員に報告しなければならない。
- 4. 搬出については、関係機関との協議が整ったことを確認してから行うものとする。
- 5. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に報告しなければならない。
- 6. 工事発注後に明らかになったやむを得ない状況により、上記の指定により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第 6 章 その他

第 97 条 舗装台帳

舗装台帳の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料各 2 部（原稿 1 部、コピー 1 部）

- 1) 舗装台帳
- 2) 舗装施工データシート（別紙様式－14）
- 3) 舗装施工概略図
- 4) 位置図(1/5 万)
- 5) 平面図(完成平面図)

（注）道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第 98 条 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録について

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検 DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第 99 条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース（舗装）の管理運営団体のホームページ（https://www.jice.or.jp/pavement_db/）で閲覧できる。

第 99 条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検 DB（舗装）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検 DB（舗装）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB（舗装）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（舗装）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（舗装）の運用及び利用のために必要となる一切の手續（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。
5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手續履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。
6. 受注者は、点検 DB（舗装）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び

費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第100条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。
3. 工事箇所において震度4以上の地震が発生した場合は、土・日曜日、祭日及び天候等による休工日に係わらず、ただちに現場及び工事関連施設の状況確認を行い、概ね1時間以内に異常の有無を監督職員に報告するものとする。

第101条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林

	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台長作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第102条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第103条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。
 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第104条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。（別紙様式－20）

第105条 災害対策用機械

災害時には、災害対策用機械の運搬・設置を行わせる場合がある。なお、この場合は、変更契約の対象とする。災害対策用機械の一覧は、別紙様式－37のとおりとする。

応急処理工 令和8年度、令和9年度の各年度数量

応急作業 (A) 内訳

名 称	規 格	単 位	数 量
[人件費]			
土木一般世話役		人	200
普通作業員		人	300
一般運転手		人	25
[機械関連]			
ダンプトラック	2t積	時間	200
タイヤ損耗費		時間	200

上段：元 下段：変更

名 称	規 格	単 位	数 量
[材料費]			
アスファルト合材	RA①	t	50
アスファルト合材	RA②	t	50

応急作業 (B) 内訳

名 称	規 格	単 位	数 量
[人件費]			
土木一般世話役		人	25
普通作業員		人	25
一般運転手		人	15
[機械関連]			
ダンプトラック	2t積	時間	200
タイヤ損耗費		時間	200
凍結防止剤散布装置（貸与）		時間	200

上段：元 下段：変更

名 称	規 格	単 位	数 量
[材料費]			
塩化ナトリウム（支給品）	25kg/袋	袋	650

応急作業 (C)内訳

名 称	規 格	単 位	数 量
[人件費]			
土木一般世話役		人	5
普通作業員		人	5
一般運転手		人	5
[機械関連]			
ダンプトラック	2t積	時間	40
タイヤ損耗費		時間	40

上段：元 下段：変更

名 称	規 格	単 位	数 量
[材料費]			
ガードレール	路側用 土中建 込 Gr-A-4E塗装	m	10
転落防止柵	H=1100 根入長= 200(C0建込)縦 格子	m	10

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 9 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ■ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 3 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 5 条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第 2 4 条

パトロール車の概要及び保管場所

整理番号	1 区 分：常時使用車両 機械番号：２５－１３１３	2 区 分：予備車 機械番号：２５－１３１８
配置所属	土浦国道出張所	常陸河川国道事務所
実施時間	午前８時３０分 ～ 午後１７時１５分	左記に準じる
車 種	パトロール車	パトロール車
車 名	日産	日産
型 式	LDA-DNT31	LDA-DNT31
登録番号	土浦８００ す ９４０５	水戸８００ せ ９７１
登録年月日	平成２６年１０月２９日	平成２６年１０月２８日
保管場所	土浦国道出張所 茨城県土浦市沖新田２９番４号	常陸河川国道維持班 茨城県水戸市千波町 １９６２番２号
基本走行距離	１４８．７ｋｍ／日	左記に準じる
燃料	軽油	軽油
車両価格	４，６２２，９４０円	４，６２２，９４０円
稼動日数	令和８年度 年間１８３日 令和９年度 年間１８３日	左記車両が車検時等の使用 できない期間中に代車として 使用する (全ての国道維持工事で共用)

(主任監督員)

殿

(請負者現場代理人)

印

車両走行実績及び車両管理報告書
(令和 年 月分)

標記のことについては、下記のとおり報告します。

記

整 理 番 号	1 (常時使用車両)	2 (予備車)
建設機械番号	2 5 - 1 3 1 3	2 5 - 1 3 1 8
登 録 番 号	土浦 8 0 0 す 9 4 0 5	水戸 8 0 0 せ 9 7 1
稼 働 日 数	当月 日 累計 日	当月 日 累計 日
運 転 時 間	当月 h 累計 h	当月 h 累計 h
走 行 距 離	当月 k m 累計 k m	当月 k m 累計 k m
燃 料	当月 L 累計 L	当月 L 累計 L
オ イ ル	当月 L 累計 L	当月 L 累計 L
修 理 状 況		

自動車任意保険調書

任意保険	1) フリート 2) 保険金額 ～対人無制限、対物 無制限、 搭乗者障害 5 0 0 万円以上 ハ) 保険料支払 ～年払い 二) 年齢、運転手等の限定条件は付けない
車両保険	① フリート ～免責 5 万円（又は車両により 7 万円） ② 保険料支払 ～年払い

整理番号	1 (常時使用)			2 (予備車)		
機械番号	2 5 - 1 3 1 3			2 5 - 1 3 1 8		
配置所属	土浦国道出張所			常陸河川国道事務所		
車 種	パトロール車			パトロール車		
車 名	日産			日産		
型 式	L D A - D N T 3 1			L D A - D N T 3 1		
登録番号	土浦 8 0 0 す 9 4 0 5			水戸 8 0 0 せ 9 7 1		
登録年月日	平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日			平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日		
車両条件	エアバッグ	運転席	○	エアバッグ	運転席	○
		助手席	○		助手席	○
	A B S		○	A B S		○
	横滑防止		○	横滑防止		○
	安全ボディー		○	安全ボディー		○
	低公害車		○	低公害車		○
	盗難防止装置（種類）		○ イモビライザー	盗難防止装置（種類）		○ イモビライザー
	車両価格	査定車両価格 (購入価格)	4,622,940	車両価格	査定車両価格 (購入価格)	4,622,940
備考						

記載要領

車両条件 : 適合するものは○、不適合のものは×を付すこと。
盗難防止装置は、適合する場合に種類を記載する。

費用負担区分表

項	目	発 注 者	請 負 者
車検、税及び保険	車検整備	○	
	重量税	○	
	自動車税	○	
	自賠責保険	○	
	自動車任意保険		○ 1台分（代車含む）
法定点検	点検整備	○	
燃料及び油脂	燃料		○
	エンジンオイル		○
	デフアンジェルオイル		○
	トランスミッションオイル		○
	ブレーキフルード		○
	グリース		○
	その他オイル類		○
消耗品	オイルエレメント		○
	ウインドウウォッシャー液		○
	バッテリー液		○
	ワックス		○
	不凍液		○
	ウェス		○
	油膜とり		○
	くもり止め		○
	消臭剤		○
	タイヤクリーナー		○
	セーム皮		○
	洗車ブラシ		○
	カーシャンプー		○
	タール落とし		○
	手袋		○
	バケツ		○
	その他必要な消耗品		○
小修理及び整備	タイヤの交換	○	
	チューブの交換	○	
	バッテリーの交換	○	
	タイヤチェーンの交換	○	
	シートカバーの交換	○	
	カーブレーの修理調整	○	
	ファンベルトの修理交換	○	
	請負者の責任に よらない修理	○	
その他	通行料	○	
	駐車料	○	
	シートカバーのクリーニング		○

〇〇〇〇工事説明書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
発注者名	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所		
請負者名	株式会社 △△建設		
工 期	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日		
事 業 名	〇〇整備事業		
事業の概要及び整備効果			
当該事業は、・・・を目的に、・・・・・・			
工事内容			
当該工事は、上記〇〇整備事業（延長〇〇k m）の内、〇〇k mを整備する工事であり、主な工事内容としては、・・・・・・ なお、〇〇工の施工においては、〇時～〇時まで片側１車線規制により・・・・			
連絡先			
発 注 者		請 負 者	
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 道路管理第二課 TEL：０２９－２４０－４０７３		株式会社 △△建設 〇〇現場事務所 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	

貸付機械明細書

R8・R9土浦国道管内維持工事

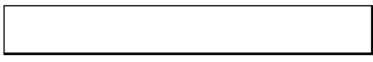
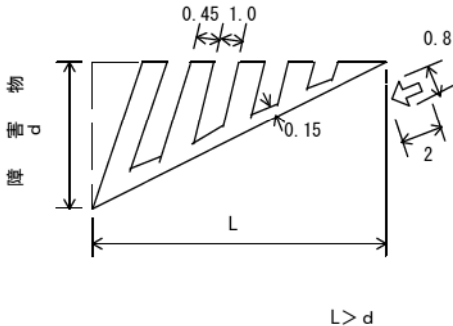
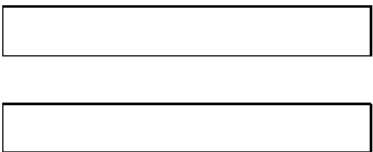
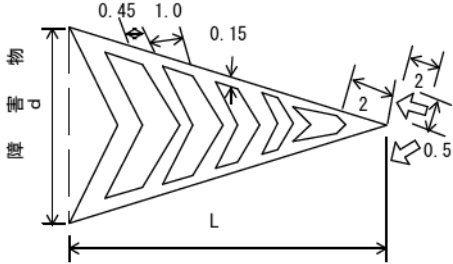
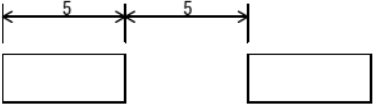
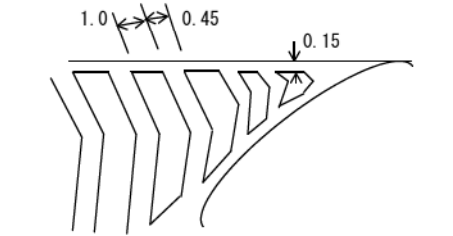
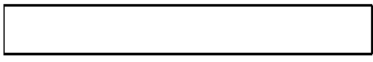
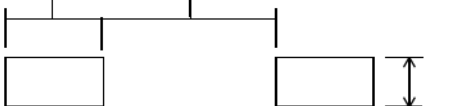
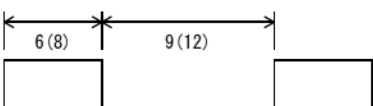
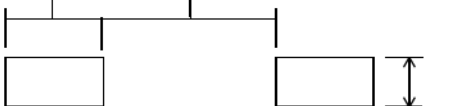
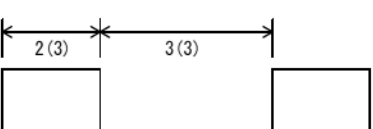
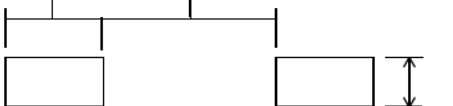
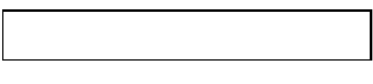
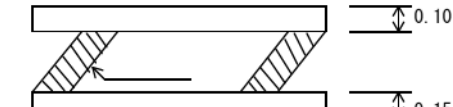
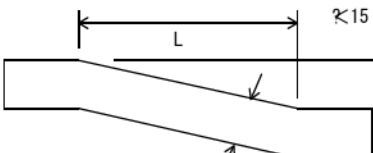
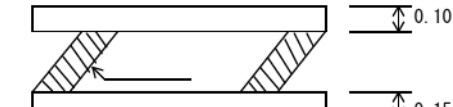
機 械 名	規 格	機 械 番 号	使 用 目 的	貸付期間又は日数	引 渡 場 所	返 納 場 所	備 考
凍 結 防 止 剤 散 布 装 置	ベルトコンベア式 ホッパ 容量1.0m3	SM-1003	応急処理工	731日間	土浦国道出張所	土浦国道出張所	
凍 結 防 止 剤 散 布 車	湿潤式 4 t、4×4	R03-2307	応急処理工	731日間	〃	〃	

災害対策用機械一覧(R4.1)

機械名称	建設機械番号	規格	搭載機器等	運転免許	設置方法	保管場所
排水ポンプ車	24-4363	30m3/分	・水中モーターポンプ(φ200) 4台 ・発動発電機(125kVA) 1台 ・作業用照明装置(ハルン式) 1式 ・ホース類 1式	中型	人力 6人×30分程度	那珂出張所 (茨城県東茨城郡城里町上环1005-2)
排水ポンプ車	25-4353	30m3/分	・水中モーターポンプ(φ200) 4台 ・発動発電機(125kVA) 1台 ・作業用照明装置(ハルン式) 1式 ・ホース類 1式	中型	人力 6人×30分程度	那珂出張所 (茨城県東茨城郡城里町上环1005-2)
排水ポンプ車	25-4357	60m3/分	・水中モーターポンプ(φ200) 8台 ・発動発電機(300kVA) 1台 ・作業用照明装置(ハルン式) 1式 ・ホース類 1式	大型	人力 6人×60分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
排水ポンプ車	R02-4303	60m3/分	・水中モーターポンプ(φ200) 12台 ・発動発電機(300kVA) 1台 ・作業用照明装置(ハルン式) 1式 ・ホース類 1式	大型	人力 6人×60分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
電源車 (排水ポンプ・ハックケージ搭載)	TM-1203	100kVA発電機 5m3/分	・発動発電機(100kVA) 1台 ・水中モーターポンプ(φ150) 2台 ・ホース類 1式	準中型	人力 6人×15分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
照明車	R02-4311	1.2kW×6灯 フーム式	・LED灯(1.2kW) 6個 ・照明昇降・俯仰装置(フームタイプ) 1式 ・発動発電機(13kVA) 1台 ・アウトリガー装置 1式	準中型	人力 2人×10分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
照明車	20-1313	2kW×6灯 2柱式	・メタルハライド灯(2kW) 6個 ・照明昇降・俯仰装置(ホムタイプ) 1式 ・発動発電機(20kVA) 1台 ・アウトリガー装置 1式	準中型	人力 2人×10分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
対策本部車	R02-4320	片拡幅式	・車両拡幅装置 1式 ・アウトリガー装置 1式 ・発動発電機(7.5kVA) 1台 ・情報機器類(TV、FAX等)、照明、空調等	中型	人力 2人×15分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
待機支援車	R02-4323	ベッド6床式	・アウトリガー装置 1式 ・ベッド 6人分 ・発動発電機(7.5kVA) 1台 ・照明、空調等	中型	人力 2人×15分程度	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)
衛星通信車	TM-1201		・アウトリガー装置 1式 ・発動発電機(11kVA) 1台 ・CCTVカメラ、衛星地球局他	中型	※電波の発射に資格を要するため運転のみ想定	災害対策用機械車庫 (茨城県東茨城郡茨城町長岡地先)

区画線設置様式（例）

（単位：m）

区 分		幅 ・ 長 さ ・ 間 隔	区 分	幅 ・ 長 さ ・ 間 隔
車 道 中 央 線 (101)	実 線 1 本		路 の 上 障 害 物 近 (106)	
	実 線 2 本			
	破 線		導 流 帯 (107)	
車 線 境 界 線 (102)	実 線			
	破 線		路 駐 車 場 上 場 (108)	
登 坂 加 減 速 バ ス 停 (103)	登 坂 加 減 速 バ ス 停			
	車 外 側 線 (103)		車 道 幅 員 変 更 (105)	
	の 幅 員 変 更 (105)			

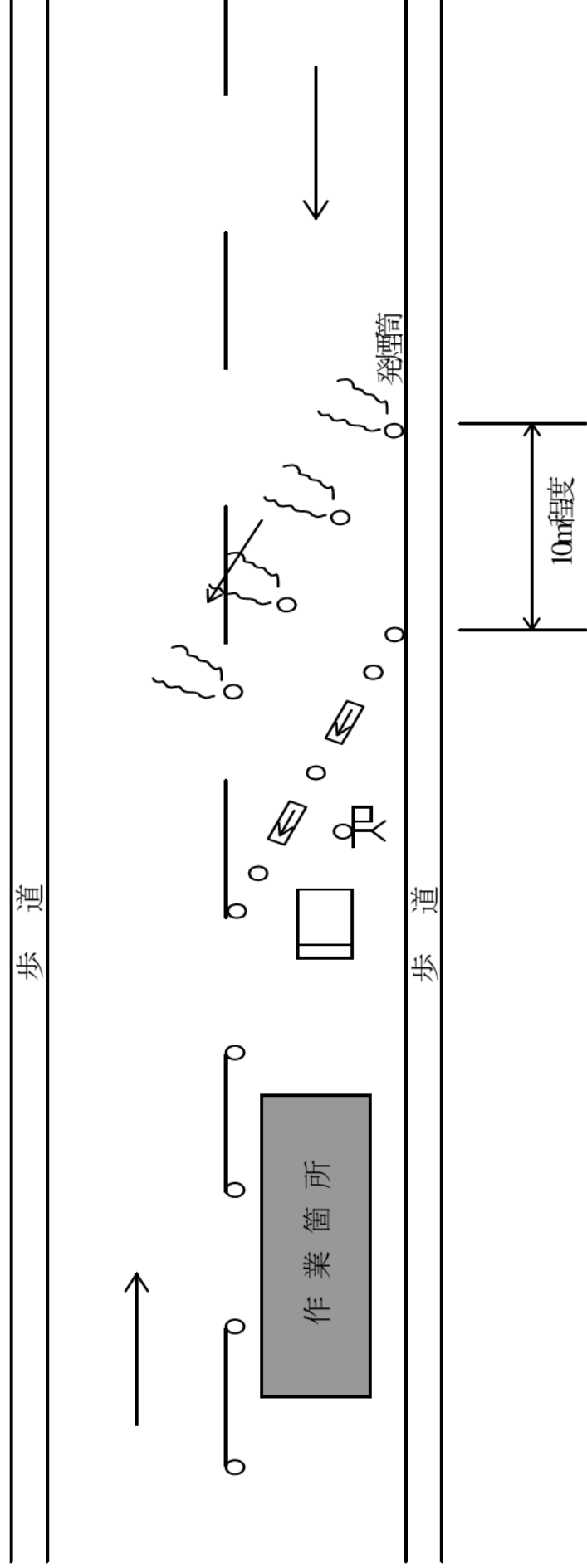
（ ）内は自動車専用道路に適用

保 安 施 設 置 標 準 圖 參 考 例

固定規制：F B - 1 種	片側 2 車線道路	路肩側 1 車線規制	工事・作業等の種別	舗装補修工事、側溝設置・改良工事、 工事等
路肩・歩道				

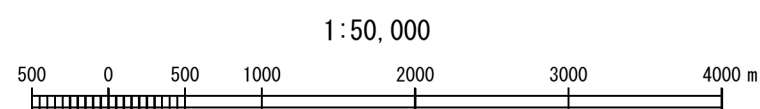
- ？ 1 「交通誘導ロボット」、「標識車の追加」については必要に応じ設置する。
- ？ 2 「道路工事の安全施設設置要領(案)平成8年3月(財)道路保全技術センター」により抜粋

関係と発煙筒と区間規制



位置図 (1) S=1/50,000

一般国道6号 L=55.1km



工 事 名		R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事							
図 面 名		位 置 図 (1)							
縮 尺		S=1/50,000		図面番号		7 の 1			
年 月 日		令 和 8 年 1 月 日							
設計会社名									
所		副		課		保		係	
長		所		長		全		長	
事務所名		国土交通省 常陸河川国道事務所							

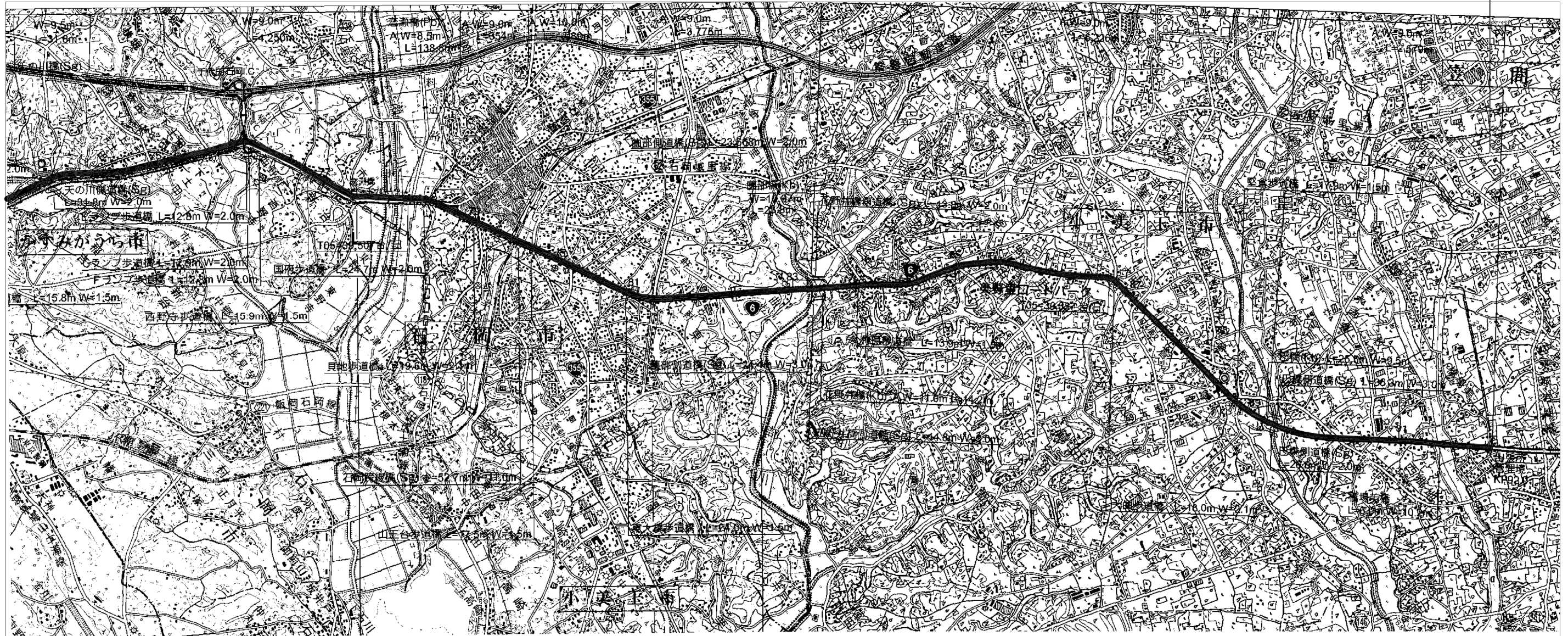
一般国道6号 L=55.1km



工 事 名	R8・R9土浦国道管内維持工事		
図 面 名	位 置 図 (2)		
縮 尺	S=1/50,000	図面番号	7 の 2
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

一般国道6号 L=55.1km

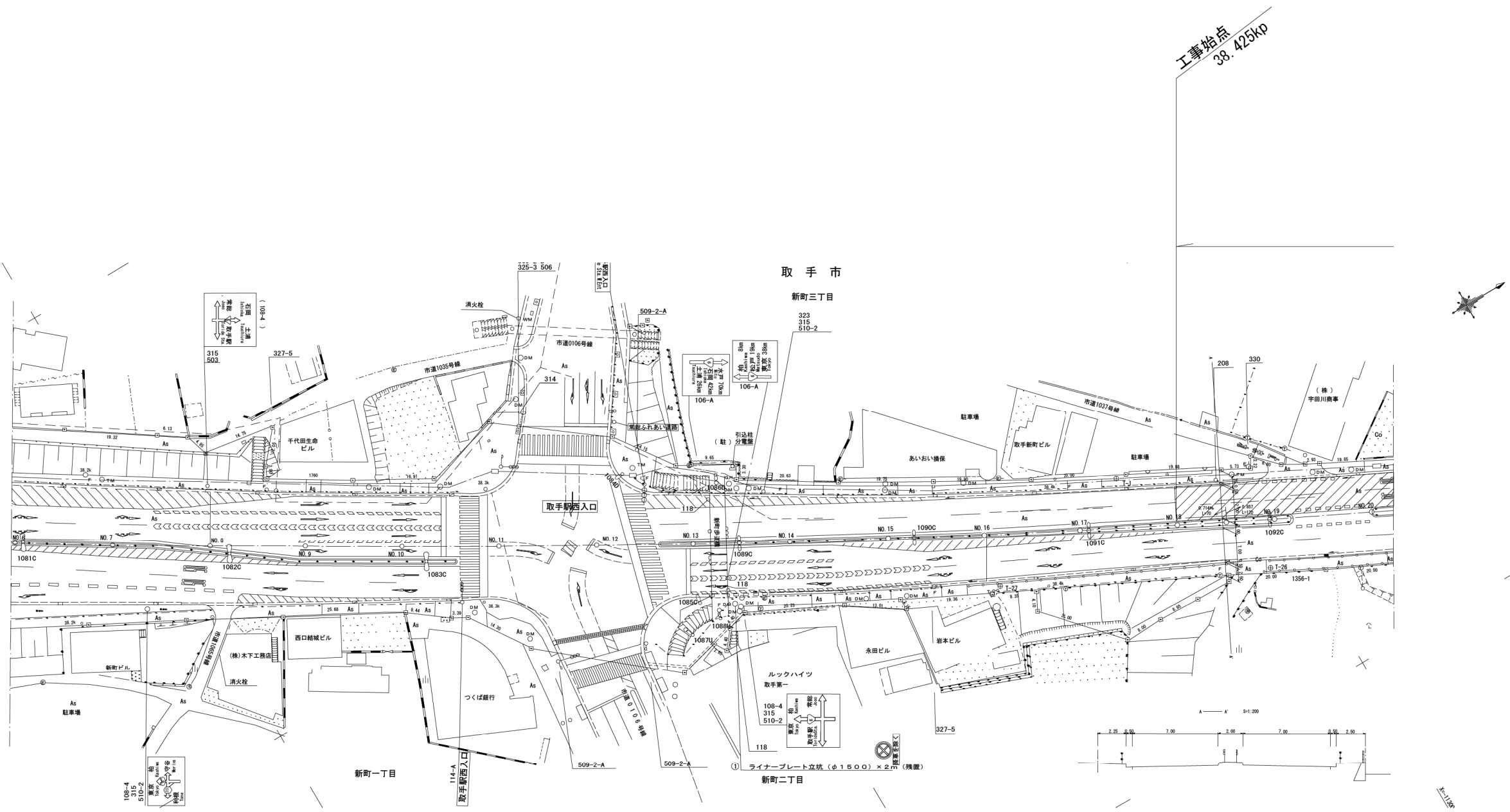
工事終点
92.0kp



工 事 名	R 8 ・ R 9 土 浦 国 道 管 内 維 持 工 事		
図 面 名	位 置 図 (3)		
縮 尺	S=1/50,000	図面番号	7 の 3
年 月 日	令 和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所		

平面図(1) S=1:500

【R8年度】



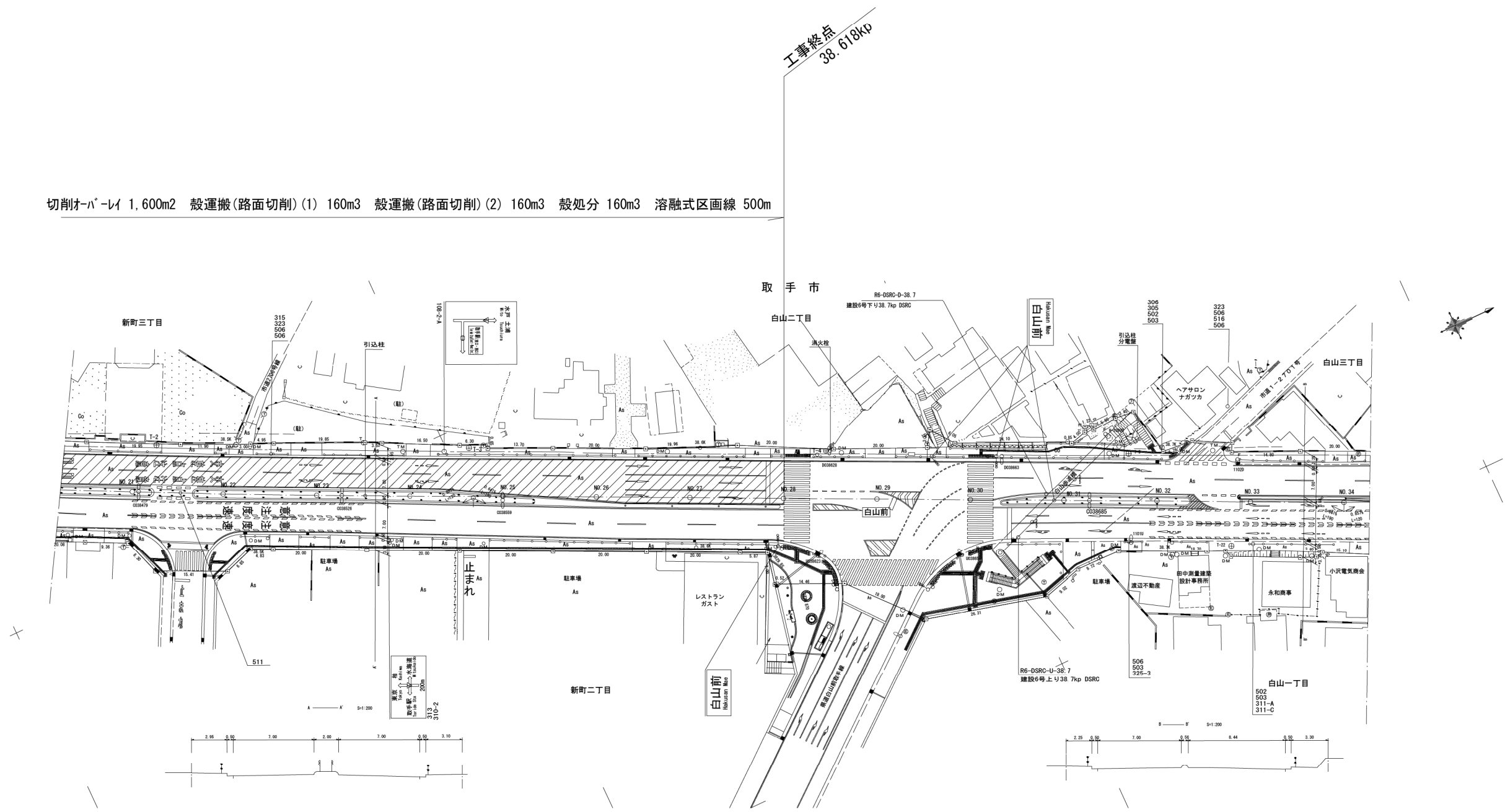
凡例
切削オーバーレイ

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R8・R9土浦国道管内維持工事		
図 面 名	平 面 図 (1)		
縮 尺	S=1:500	図面番号	7 の 4
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

平面図(2) S=1:500
【R8年度】

切削オーバーレイ 1,600m² 殻運搬(路面切削)(1) 160m³ 殻運搬(路面切削)(2) 160m³ 殻処分 160m³ 溶融式区画線 500m



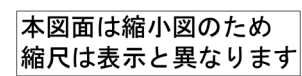
凡例

 切削オーバーレイ

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R8・R9土浦国道管内維持工事		
図 面 名	平 面 図 (2)		
縮 尺	S=1:500	図面番号	7 の 5
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

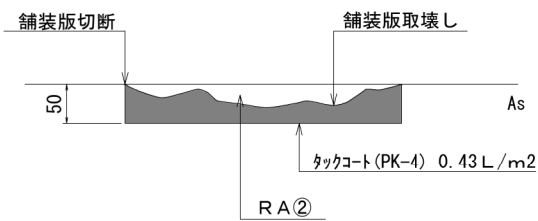
【R9年度】



工 事 名	R 8 ・ R 9 土 浦 国 道 管 内 維 持 工 事		
図 面 名	平 面 図 (3)		
縮 尺	S=1:500	図面番号	7 の 6
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

構造図 S=1/5

パッチング(1)
2t以上5t未満



材料表		100t当り		
名称	規格	単位	数量	摘要
パッチング	RA②	t	100	
舗装版切断	t=5cm	m	1700	
舗装版取壊	t=5cm (MAX)	m ²	851	

切削オーバーレイ

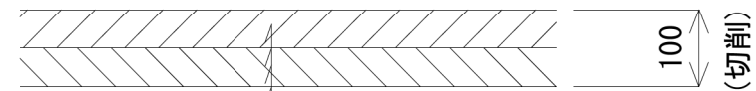
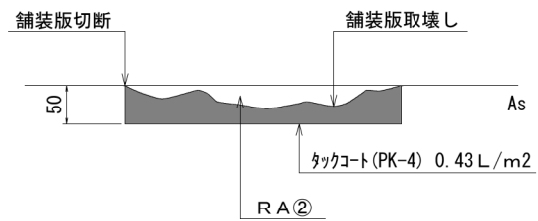


表 層	改質密粒度アスファルト 改ⅡA②	t=5cm
中間層	改質粗粒度アスファルト 改ⅡA①	t=5cm
タックコート：PK-4		

パッチング(2)
5t以上20t未満



材料表		100t当り		
名称	規格	単位	数量	摘要
パッチング	RA②	t	100	
舗装版切断	t=5cm	m	1700	
舗装版取壊	t=5cm (MAX)	m ²	851	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 8 ・ R 9 土浦国道管内維持工事		
図 面 名	構 造 図		
縮 尺	S=1/5	図面番号	7 の 7
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		